

風水害時並びに地震発生時の登下校および給食について

風水害時並びに地震発生時の登校と下校、および給食について、下記のようにしますので、よろしくお願い致します。

暴風警報・大雨警報の場合（和歌山県全域ならびに和歌山市に発令の場合）

登校・下校について

1. **午前7時**現在、**暴風警報**または**大雨警報**がでている時は、**自宅待機**とします。（テレビ等で確認してください。）
2. 警報がでていなくても、まもなく警報がだされるとか、地域に洪水や冠水などの危険が予測される状況下においては、保護者の判断で一時登校を見合わせてください。（学校へ連絡をしなくても結構です。後刻、担任にその旨を報告してください。）
3. **午前10時**現在、**暴風警報**または**大雨警報**がでている時は、**臨時休業**とします。（学校は、お休みになります。）
4. **午前10時**になる前に、**暴風警報**または**大雨警報**が解除された場合は、地域や通学路の安全を確かめたうえで、**登校**させてください。（洪水や通学路冠水があり危険な場合は、自宅待機し学校へ連絡ください。）
5. 児童が学校にいる時に警報がだされた場合には、状況を判断して、次のような措置をとります。
 - ①下校させることが、より危険を増すと考えられる時は、授業が終わっていても、児童を学校に待機させます。その後、地域や状況の安全を確かめたうえで、下校可能と判断した時点で児童を下校させます。
 - ②状況によっては、学級通信連絡網を通じて連絡し、保護者の方に児童を迎えに来ていただき、保護者同伴で下校させることもあります。

給食について

- ◎ **午前6時時点で**、**暴風警報**又は**大雨警報**が発令されているときは、**米飯・パン・牛乳の配達を中止**します。後に、警報が解除され登校した場合、**給食はできません**ので、午前中の授業とします。
- ◎ **台風が接近し、翌日、警報がでそうな場合**は、前日の午後5時から7時の時点で、市内一斉に**給食を中止**致します。台風がそれるなどして、翌日登校した場合でも、**給食はできません**。この場合、**前日の夜**（午後8時ごろ）に、**学級通信連絡網**で連絡致します。

地震発生の場合

- ◎ **震度5弱以上の地震**が発生し、津波等の危険が予測される場合は、**臨時休業**とします。
- ◎ 児童が学校にいる時に**津波警報**や**大津波警報**がだされた場合には、状況を判断して、**暴風警報・大雨警報**発令時と同様の措置をとらせていただきます。